

区を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

損害賠償請求事件（東京地方裁判所 平成28年（ワ）第40307号）

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成28年（2016年）11月30日 東京地方裁判所に訴えの提起

4 事案の概要

本件は、平成21年に原告が自宅を建て替える際及び平成8年に訴外区民が自宅を建築する際に被告が行った本件2項道路の道路中心線として判定した位置は誤っており、被告が平成21年にはその誤った道路中心線の位置に基づき道路判定図を作成し、平成8年には当該道路中心線の位置に基づき道路判定図を通知した行政行為が違法であるなどと主張して、国家賠償法第1条第1項に基づき、金736万円の損害賠償金等の支払を求めたものである。

5 請求の趣旨

(1) 被告は原告に対し、金736万円及びこれに対する訴状送達の日より、支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

(3) 請求の趣旨(1)につき仮執行宣言を求め、

との判決を求め、

6 原告が主張する請求原因の要旨

(1) 原告は、本件2項道路に接する土地を有する者であり、平成21年に、当該土地にある自宅を建て替えるため、被告代表者兼処分行政庁に建築確認申請手続の事前協議を求めたところ、被告代表者兼処分行政庁より、本件2項道路に対して建築基準法第42条第2項に基づく道路指定がなされ、その旨告示しているため本件2項道路の道路中心線より直線距離で2メートル後退した線を道路境界線とみなし、建築制限があるとの指摘を受けた。

(2) 原告は、平成25年に本件2項道路の幅員は1.8メートル未満であるため、建築基準法第42条第2項に基づく道路指定の要件を欠いているとして、当該道路指

定処分の不存在の確認を求めて訴えを提起したが敗訴した。

- (3) 上記訴えにより、平成21年に原告が自宅を建て替える際及び平成8年に訴外区民が自宅を建築する際に被告が本件2項道路の道路中心線として判定した位置は、誤っていたことが明らかとなった。
- (4) そのため、被告が平成21年にはその誤った道路中心線の位置に基づき道路判定図を作成し、平成8年には当該道路中心線の位置に基づき道路判定図を通知した行政行為が違法であるため、損害賠償金等の支払を求める。